

令和8年度 史跡多良木相良氏遺跡保存活用計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

多良木町に所在する「多良木相良氏遺跡」が令和7年9月18日に国の史跡に指定された。

このことを受け、史跡多良木相良氏遺跡の本質的価値を再確認し、確実な保存管理を目的として、指定地を構成する所要素を把握し、その適正な保存・管理の基本方針、方法、公有地化の方向性や現状変更等の取扱方針、整備・活用の基本的な考え方や適切な管理運営体制整備などの方向性を取りまとめ、「史跡多良木相良氏遺跡保存活用計画」を策定する。

なお、策定にあたっては、民間の確かな実績とノウハウを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するに最も適した事業者を選定する。

2 業務委託概要

委託業務名	史跡多良木相良氏遺跡保存活用計画策定支援業務委託
業務内容	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで
履行場所	多良木町内
発注者	多良木町長 石井 淳一
契約保証金	100分の10以上
委託金額上限	2,399,100円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

本件のプロポーザルのスケジュールについては以下のとおりとする。

1	公募開始及び参加申込受付開始	令和8年5月12日（火）
2	質疑受付期間	令和8年5月12日（火）から 5月25日（月）まで
3	質疑回答	令和8年5月28日（木）
4	参加申込書提出締切	令和8年6月4日（木）17時00分まで
5	応募業者数の公表	令和8年6月5日（金）
6	提案書等提出締切	令和8年6月16日（火）17時00分まで
7	プレゼンテーション審査の実施	令和8年6月24日（水）※予定
8	審査結果の通知・公表	審査の実施後、直に行う。
9	委託契約	審査結果の通知・公表後、直ちに行う。

4 業者の選定方法

選定は庁舎内で構成された選定委員会によるものとし、次に定める「5 審査概要」に基づき選定する。

5 審査概要

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を満たし、その資格を認められた者とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一業者や関連業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

加えて、プロポーザル参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれら添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

ア 多良木町相良氏遺跡の現状を把握し、具体的な提案ができること。

イ 本業務を確実に履行できる技師（国史跡の保存活用計画策定支援業務あるいは類似業務に関する主体的な実務経験を有するもの）に従事させることができること。

ウ 参加申込書提出の際において、本町から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

オ 公募開始の日から契約締結までのいずれかの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 本業務を一括再委託しない者であること。

キ 履行期間を遵守すること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

ケ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

コ その他、本業務に係る関係法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(2) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーションの内容について、下記審査基準等を適用する。

評価項目	評価基準	評価点	
事業者の能力（会社概要書、様式4、様式3-1、3-2、3-3関係）			
1	企業実績	・本業務に類似する業務の実績、ノウハウは十分か。 ・特に優れた業務実績があるか。	10
2	事業の実施体制	・本業務担当者として、ふさわしい実績を有しているか。 ・事業を円滑に進める人員配置やバックアップ体制を確保しているか。	15

提案内容（企画提案書）			
3	趣旨の理解	・業務の目的、内容等が十分に理解されているか。	10
4	業務の確実性	・業務期間内に目的が達成できるスケジュールか。 ・業務の組み立てが適正かつ実現可能な内容か。	10
5	専門知識	・文化財の保存活用に関する制度や手法を正しく理解しているか。	15
6	企画提案内容の実効性	・具体的で実効性のある業務内容・進め方が提案されているか。	10
7	企画提案内容の的確性	・対象文化財の特性・特徴を的確に踏まえた提案内容となっているか。	10
8	資料作成力、説明力	・提案書は見やすく分かりやすいか。 ・説明は分かりやすいか。	10
コスト性（見積書）			
9	見積書	・事業目的を達成でき、かつ経済的な見積額の提案であるか。	10

(3) 審査方法

事業者の審査は、選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を行うものとする。

ア 選定委員会は、審査対象者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が採点・審査を行い、その合計点数により最優秀者を候補者として選定する。

イ プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。プレゼンテーションの時間は20分以内とし、そのあと質疑応答を行う。1者あたりの時間は30分程度とする。

ウ 説明に当たっては、原則、総括担当者又は主任担当者が行うこと。（プレゼンテーションの際には、事務局にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。）

エ 参加者が1者になった場合でも評価を行い、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、委託候補者とする。

6 実施要領に関する質問・回答・公表

実施要領及び仕様書に関し不明な場合がある場合は、次により質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月25日（月）17時00分まで

(2) 受付方法

質疑書（様式1）に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けないものとする。また、電子メール表題を「プロポーザル質疑書（会社名）」とし、質疑書提出後、必ず電話により受信確認を行うこと。送信先は「15 問い合わせ・各種文書提出先」を参照。

(3) 回答及び公表

令和8年5月28日（木）に多良木町役場ホームページへ掲載する。なお、質疑のあった事業

者名は公表しない。

7 参加申込書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年6月4日（木）17時00分まで
- (2) 提出書類
ア 参加申込書（様式2）
- (3) 提出方法
提出書類1部を、持参または郵送（必着）にて提出すること。送付先は、「15 問い合わせ・各種文書提出先」を参照。

8 企画提案書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年6月16日（火）17時00分まで
- (2) 提出書類
ア 企画提案書（任意様式）
 - （ア）仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体的実施方法等、必要な事項を記載すること。
 - （イ）提案趣旨やアピールしたいポイント、業務スケジュールなど、簡潔に分かりやすく記述すること。
- イ 会社概要書（任意様式）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。
- ウ 業務の実施体制（様式3-1、様式3-2、様式3-3）

契約締結後における業務の実施体制（総括担当者、主任担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。
- エ 類似業務実績書（様式4）

過去5年以内に本件と類似業務を履行し、本件に活用できると思う実績がある場合は指定様式に契約の概要を記載すること。実績としての提出上限は3件までとする。
- オ 見積書（任意様式）
 - （ア）仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内訳を記載すること。見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。
 - （イ）仕様書の業務内容に応じて一部再委託予定のものがある場合は、その旨を記載すること。
- (3) 提出方法
提出書類各8部を、持参または郵送（必着）にて提出すること。送付先は、「14 問い合わせ・各種文書提出先」を参照。
- (4) 作成上の留意点
ア A4サイズで作成し、上記ア、イ、ウ、エ、オの順に並べて提出すること。

- イ 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- ウ 企画提案書は、表紙、目次を除き両面印刷とし、15 ページ以内とすること。
- エ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- オ 企画提案書の印刷の色はカラー、白黒を問わない。
- カ 企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- キ 企画提案書の表紙にはタイトル（史跡多良木相良氏遺跡保存活用計画策定支援業務委託）、提出年月日を記載し、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- ク 見積書には、会社名・代表者名を記名押印すること。

9 参加辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年6月18日（木）17時00分まで
- (2) 提出書類
参加辞退届（様式5）
- (3) 提出方法
提出書類1部を、持参または郵送（必着）にて提出すること。送付先は、「15 問い合わせ・各種文書提出先」を参照。

11 失格要件

参加申込者が次に掲げる行為を行った場合は失格とする。

- (1) プロポーザル関係者と不正な接触を行ったとき。
- (2) 各書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。
- (3) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (4) 各書類に虚偽の内容を記載したとき。

12 経費負担

今回のプロポーザルに参加するための一切の経費は、参加申込者の負担とする。

13 契約及び支払方法

多良木町は、選定委員会の審査において最優秀となった者と予定価格の制限の範囲内で業務委託の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

また、契約額の支払いについては、原則業務完了後とする。

14 その他

- (1) 公募型プロポーザル方式は、委託業者を選定するものであることから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、多良木町との協議に基づいて実施すること。
- (2) 契約書作成の要否 「要」
- (3) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準及び計量法（平成4

年法律第 51 号) に定める単位に限る。

- (4) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書等の返却は行わない。
- (6) 最終結果（最優秀者）については、多良木町ホームページに公表する。
- (7) 参加申込書及び企画提案書は提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (8) 最終結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (9) 業務上の注意事項

上記の「5（1）参加資格要件」等に違反等があった場合は、委託契約の一部または全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので十分注意すること。

15 問い合わせ・各種文書提出先

〒868-0595 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1648 番地

多良木町 企画観光課（多良木町役場2階）歴史観光係

メールアドレス：kikaku@town.taragi.lg.jp

電話番号：0966-42-1257（直通） FAX：0966-42-2293